

施術所開設等の手引き

目次

1	開設届	1頁
2	構造設備基準	2頁
3	衛生上の措置	3頁
4	名称に関する規制	4頁
5	広告に関する規制	4頁
6	その他の手続き	5頁

●手引きで使用する略称

略称	名称
あはき法	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律 (昭和22年法律第217号)
柔整法	柔道整復師法(昭和45年法律第19号)

姫路市保健所総務課

令和3年1月

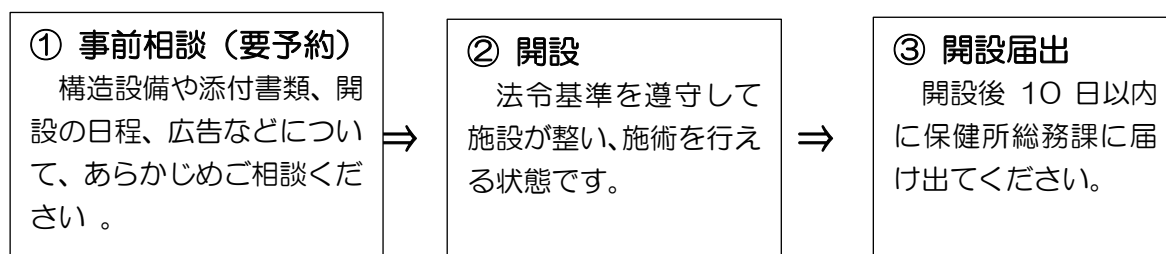
はじめに

この手引きでは、姫路市内における、あん摩マッサージ指圧業、はり業、きゅう業及び柔道整復業を行う施術所の開設等について説明します

申請書類は姫路市ホームページからダウンロードできます。

1 開設届

(1) 開設のながれ



(2) 開設の手続き

あはき法、柔整法に基づき、施術所を開設した場合は、10日以内に保健所総務課に届け出てください。

なお、開設者が個人の場合における開設届の提出に際しては、開設者の本人確認を要するため、開設者本人による窓口での手続きを原則とします。(出張專業業務開始届の場合も同様です。)

〔参考通知〕

平成 26 年 1 月 7 日付医政医発 0107 第 1 号 厚生労働省医政局医事課長通知「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第 9 条の 2 から第 9 条の 4 まで及び柔道整復師法第 19 条の規定による施術所の開設届等の際の資格確認の徹底について」

(提出書類等について)

提出書類		提出部数	注意事項
施術所開設届【様式1】		2※	○あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師で様式は共通。あはき法及び柔整法に基づく施術双方を実施する場合も、一つの施術所としての届出で可。 ○建物の一部を使用する場合は、建物全体の平面図も添付してください。
添付書類	業務に従事する者の資格免許証の写し及び本人確認書類の写し	2	○届出時に資格免許証及び本人確認書類の写しの添付及びそれらの原本の提示が必要となります。 ○本人確認書類は、公的機関等が発行したものに限り。なお当該確認書類は、原則顔写真が写っているものに限り。
	開設者が個人の場合当該開設者の本人確認書類の写し	2	○届出時に本人確認書類の原本の提示が必要となります。 ○本人確認書類は、公的機関等が発行したものに限り。なお当該確認書類は、原則顔写真が写っているものに限り。
	開設者が法人の場合登記事項証明書	1	○目的に施術所の運営が含まれている必要があります。
	名称理由書【様式7】	2	○施術所名称の根拠、由来等を記載

※ 2部提出のうち、1部は受付後に控えとして届出人にお返しします。

※ 開設日から10日を経過している場合は、遅延理由書が2部必要です。

2 構造設備基準

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行規則第25条及び柔道整復師法施行規則第18条により、当該業務を行う施術所には構造設備基準が設けられています。

開設に当たっては下記の事項に適合しなければなりません。開設までに平面図について保健所へご相談ください。

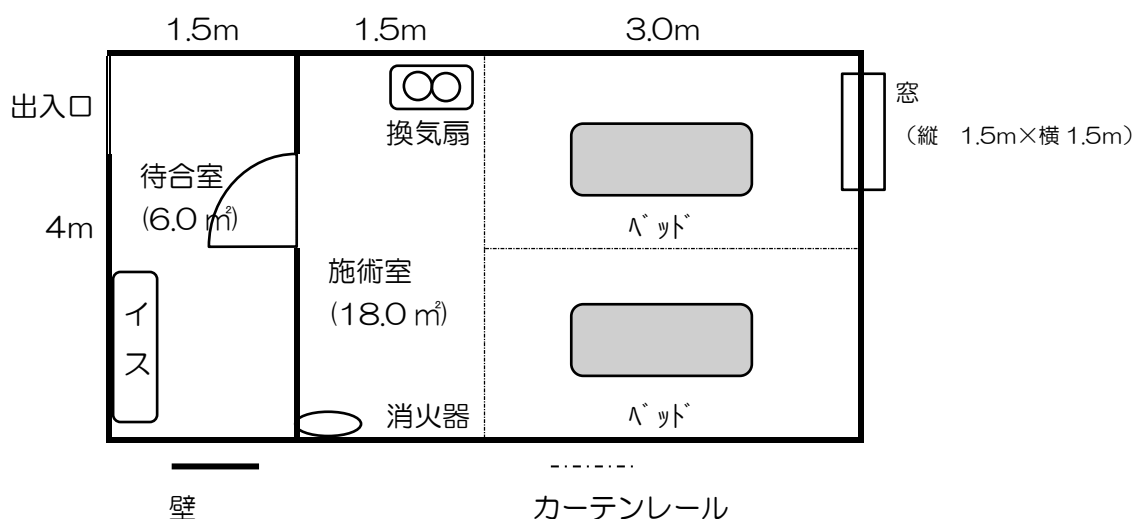
- ① 6.6㎡以上の専用の施術室を有すること。
(※6.6㎡未満の室が複数あり、合算面積が6.6㎡以上となるものは不可)
- ② 3.3㎡以上の待合室を有すること。
- ③ 施術室は室面積の1/7以上に相当する部分を外気に開放できること。ただし、これに代わるべき適当な換気装置(換気扇等)が設置されている場合はこの限りではない。
- ④ 施術に用いる器具、手指等の消毒設備を有すること。

※ はりを業とする場合には、オートクレーブ又は乾熱滅菌器等も設置すること。ただし、使い捨てのはりのみを使用する場合はこの限りではない。なお、使用済のはりの保

管及び廃棄は安全な方法で行うこと。

- ⑤ 施術所は、住居・店舗等と構造上独立していることを原則とする。(出入口を別に設ける等明確に区画を分ける。)[指導基準]
 - ⑥ 施術室と待合室の区画は、原則として固定壁で上下左右完全に仕切られていること。[指導基準]
 - ⑦ ベッドを2台以上設置する場合には、各々パーテーション、カーテン等で仕切り、患者のプライバシーに配慮すること。[指導基準]
- ※ 施術所内で民間療法(整体、リラクゼーション等)は実施できません。

(開設届の平面図記入例)



3 衛生上の措置

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行規則第26条及び柔道整復師法施行規則第19条により衛生上必要な措置が定められています。

- ① 常に清潔に保つこと。
- ② 採光・照明及び換気を十分行なうこと。

施術室の清潔や使用するタオル等の物品の管理には十分気を付けてください。

4 名称に関する規制

医療法、医師法に抵触するおそれのある名称は使用することができません。

【参考】

医療法第3条〔類似名称の使用制限〕

病院又は診療所でないものは、これに病院、病院分院、産院、療養所、診療所、診察所、医院その他病院又は診療所に紛らわしい名称を付けてはならない。

医師法第18条〔名称の使用制限〕

医師でなければ、医師又はこれらに紛らわしい名称を用いてはならない。

- ※ あん摩マッサージ指圧・はり・きゅうと柔道整復の施術所であることが分かる名称にしてください。医業類似行為（整体・リラクゼーション・カイロプラクティック等）を含む名称は認められません
- ※ 当該施術所の所在地の近隣に、既に開設されている施術所がある場合は同一の名称は避けてください。
- ※ その他誤解を与える名称（医学的な治療を行っているとは誤認されるような名称等）は避けてください。もちろん広告できない事項を含むことはできません。

5 広告に関する規制

施術所の広告は、原則として法令に定められた事項以外は広告することができません。

(1) あん摩マッサージ指圧業、はり業、きゅう業で広告できる事項

○あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第7条第1項

あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業若しくはきゅう業又はこれらの施術所に関しては、何人も、いかなる方法によるを問わず、次に掲げる事項以外の事項について、広告をしてはならない。

- 一 施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所
- 二 業務の種類（あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業）
- 三 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 四 施術日又は施術時間
- 五 その他厚生労働大臣が指定する事項

○上記第5号で厚生労働大臣が指定する事項（平成11年3月29日 厚告第69号）

- (1) もみりようじ
- (2) やいと、えつ
- (3) 小児鍼（はり）
- (4) 施術所の開設の届出をした旨
- (5) 医療保険療養費支給申請ができる旨（申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。）
- (6) 予約に基づく施術の実施
- (7) 休日又は夜間における施術の実施
- (8) 出張による施術の実施
- (9) 駐車設備に関する事項

(2) 柔道整復業で広告できる事項

○柔道整復師法第 24 条第 1 項

柔道整復の業務又はこれらの施術所に関しては、何人も、文書その他いかなる方法によるを問わず、次に掲げる事項を除くほか、広告をしてはならない。

- 一 柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所
- 二 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 三 施術日又は施術時間
- 四 その他厚生労働大臣が指定する事項

○上記第 4 号で厚生労働大臣が指定する事項（平成 11 年 3 月 29 日 厚告第 70 号）

- (1) ほねつぎ（又は接骨）
- (2) 施術所の開設の届出をした旨
- (3) 医療保険療養費支給申請ができる旨（脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。）
- (4) 予約に基づく施術の実施
- (5) 休日又は夜間における施術の実施
- (6) 出張による施術の実施
- (7) 駐車設備に関する事項

6 その他の手続き

(1) 施術所届出事項変更届

施術所を開設後に、以下の変更事項が生じた場合は、変更日から10日以内に保健所総務課に届け出てください。

- ① 施術所の名称変更
- ② 開設者の氏名・住所（法人については、名称及び主たる事務所の所在地）の変更
- ③ 業務の種類の変更（あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり、きゅう、柔道整復業）
- ④ 業務に従事する施術者の変更（氏名変更を含む）
- ⑤ 構造設備の変更

(提出書類等について)

提出書類		提出部数	注意事項	
施術所届出事項変更届 【様式2】		2 ※	○構造設備の変更は、変更前後の平面図を欄内に記載。欄内に記入が難しい場合は、別紙として添付することも可。	
添付書類	業務に従事する施術者の変更のとき（氏名変更を含む）	資格免許証の写し	2	○業務に従事する施術者の資格免許証の原本も持参すること
		本人確認の写し	1	○業務に従事する施術者の運転免許証等、本人確認書類の原本も持参すること※氏名変更のときは不要
	開設者の名称・氏名・住所の変更	法人：登記事項全部証明書	1	○変更後の名称・氏名・住所等が確認できる書類の原本及び写し
		個人：運転免許証等		
施術所の名称変更	名称理由書 【様式7】	2	○新たな施術所名称の根拠、由来等を記載	

※ 2部提出のうち、1部は受付後に控えとして届出人にお返しします。

※ 変更後10日を経過している場合は、遅延理由書が2部必要です。様式は問いません。

(2) 施術所の休止・再開・廃止

施術所を休止、再開、廃止した場合は、10日以内に保健所総務課に届け出てください。

(提出書類等について)

提出書類	提出部数	注意事項
施術所（休止・再開・廃止）届 【様式3】	2 ※	○休止、再開、廃止についての様式は共通。 ○添付書類はありません。 ○1回の休止期間は最長6ヶ月まで。※休止を延長し、1年以上に渡る場合は、廃止の指導を行うことがあります。

※ 2部提出のうち、1部は受付後に控えとして届出人にお返しします。

※ 休止・再開・廃止後10日を経過している場合は、遅延理由書が2部必要です。様式は問いません。

(3) 出張業務の開始

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の方が、出張専門の施術を開始した場合は、10日以内に保健所総務課に届け出てください。

届出先は、施術者の住所地を所管する保健所です。

なお既に、施術所開設届を届け出ている場合は届け出不要です。

(提出書類等について)

提出書類	提出部数	注意事項
施術者出張業務開始届 【様式4】	2 ※	○住所付近見取図は、欄内に記入が難しい場合は、別紙として添付することも可。
添付書類	2	○業務に従事する施術者の資格免許証の原本及び写し
書類	1	○業務に従事する施術者の運転免許証等、本人確認書類の原本及び写し

※ 2部提出のうち、1部は受付後に控えとして届出人にお返しします。

※ 業務開始後10日を経過している場合は、遅延理由書が2部必要です。様式は問いません。

(4) 出張業務の休止・再開・廃止

出張業務を休止、再開、廃止した場合は、10日以内に保健所総務課に届け出てください。

(提出書類等について)

提出書類	提出部数	注意事項
施術者出張業務(休止・再開・廃止)届 【様式5】	2 ※	○休止、再開、廃止についての様式は共通。 ○添付書類はありません。 ○1回の休止期間は最長6ヶ月までです。 ※休止を延長し、1年以上に渡る場合は、廃止の指導を行うことがあります。

※ 2部提出のうち、1部は受付後に控えとして届出人にお返しします。

※ 休止・再開・廃止後10日を経過している場合は、遅延理由書が2部必要です。様式は問いません。

(5) 滞在業務

住所が姫路市外のある摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師が、姫路市内で滞在して業務を行おうとする場合は、**事前に**保健所総務課に届け出てください。

(提出書類等について)

提出書類		提出部数	注意事項
施術者滞在業務開始届 【様式6】		2 ※	○滞在先付近見取図は、欄内に記入が難しい場合は、別紙として添付することも可。
添付書類	業務に従事する者の資格免許証の写し及び本人確認書類の写し	2	○届出時に資格免許証及び本人確認書類の写しの添付及びそれらの原本の提示が必要となります。 ○本人確認書類は、公的機関等が発行したものに限り、なお当該確認書類は、原則顔写真が写っているものに限り、

※ 2部提出のうち、1部は受付後に控えとして届出人にお返しします。

※ 事後に届け出る場合は、遅延理由書が2部必要です。様式は問いません。

<施術所に関するお問い合わせ先>

姫路市保健所総務課

〒 670-8530

所在地 姫路市坂田町3番地(3階)

電話 079-289-1631